

令和２年度 第６回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和２年８月１９日（水）１３時３０分 ～ １５時１６分
開催場所	横浜市役所１８階 みなと６会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、片谷委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者 ７人）
議 題	１ 横浜市営地下鉄３号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書 ２ （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書 ３ （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書
決定事項	令和２年度第５回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
１ 議題 （１） 横浜市営地下鉄３号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 計画段階配慮書について ア 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案）について事務局が説明した。 イ 質疑 【奥 会 長】 ありがとうございます。どうでしょうか。今までいただいた御意見、盛り込まれていますでしょうか。大丈夫そうですか。 【奥 会 長】 はい、菊本委員どうぞ。 【菊本委員】 １つだけ、類似事業から意見を拾っていただいたという話が途中でありましたが、トンネルを掘削する場合、トンネルを掘削した地盤を「ずり」というのですけども、それがたくさん出てきてその処分が必要になると思うのですけれど、その時に、例えば埋立てに使ったりとか、別の場所に持っていたりしますけど、過去の類似事業でそういうことに対して何か意見がついたこととかありますか。もし可能であれば、例えば当たり前なのですけど、掘削した「ずり」が汚染されていないかどうか、そういうことをきちんと確認して処理しなさいねとか。あるいは、なるべく近い距離のところで処分ができるような場所を探してくださいねとか、そういう意見がもしあれば同じように付けておいても良いかなと思うのですけども、その辺いかがですか。 【奥 会 長】 はい、どうでしょうか。 【事 務 局】 はい。トンネルずりの処分、汚染への対応ともう１つは、再利用の観点ということでしょうか。 【菊本委員】 基本的には途中で出てきた項目の汚染ですかね、確かまだ意見が付いてなかったところで。基本的には、掘削した土が汚染されているかどうか、その辺の確認をきちんとして処分するという、その辺の話で考えています。 【事 務 局】 はい。一般的にシールド工法だと、大体産業廃棄物の中間処理業者といわれる所に持って行っていただいて、土砂と廃棄物の部分をまず分けて、土砂については再利用をしています。廃棄物の部分については、産廃として処分、中間処理をして適切に処理するような流れになっていると思います。意見書の（１６）のところですかね。廃棄物の発生抑制、再使用、再生	

利用ということで、その辺がそれを盛り込んだ形で事業者がやるという形で書いていますので、そこで読めると思っています。以上です。

【菊本委員】 （４）です。土壤汚染対策法の話とかかなと思います。基本的にはこれ当たり前のことだと思うのですが、掘削して出てきた地盤は、元々汚染されていないかというのをきちんとチェックして処分しなくちゃいけないというのは当たり前ではあるので、殊更に何かこう、追加で指摘しなきゃいけないわけではないですけど、過去に何か類似した事例とか、昔のふ頭の埋立ての時とかは、持ってくる土が汚染されていないかきちんと確認してくださいね、という話があったので、逆に掘削をした地盤はどこかに持って行く時にも、それをきちんとやってくださいね、とか意見がもしついていたら同じように付けた方が良くないかなというそのぐらいの指摘です。

ですので、類似でそれほど、例えばトンネルを掘削なりとかそういう事業が以前にあって、特にそういう意見がついてなかったら、特に追加は必要ないかなというところですよ。

【事務局】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。お願いします。

【事務局】 今回の菊本先生からの御指摘に関しましてですが、計画段階配慮書、冊子の方の1-6ページ。こちら施工計画の内容というところでございまして、1-3-2施工計画の内容でポツがついた下から4つ目です。「建設発生土については可能な限り事業内再利用や他の公共事業等での再利用に向けて調整します。また、汚泥が発生した場合は適正に処理します」と、この記述がありますので、この配慮書の中ではやるということをおっしゃっています。

【菊本委員】 わかりました。基本的な事項だと思いますし、既にやると書いておられたら追加で指摘いただく必要はないかなと思います。ありがとうございました。

【奥会長】 はい。よろしいですか。それでは特に追加で記述はせずに、事業者がやるというふうに書いているので、それでよろしいかと思います。

【奥会長】 他はいかがですか。はい。田中稲子委員どうぞ。

【田中稲子委員】 （８）のライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減のところですけども、鉄道施設の長寿命化の中には建物の断熱化というのは入っているのでしょうか。運用時のエネルギー消費量の削減に関する、建物に関する工夫というのが、今どこにも入っていない状況なので、ちょっと確認をしたかったのですけれども。

【奥会長】 はい。どうでしょう。建物の駅舎ですね。

【田中稲子委員】 そうですね。

【事務局】 この国交省のインフラ長寿命化計画というのに、建物が入っているかということですか。

【田中稲子委員】 この一文で、配慮市長意見の一文ですね「新たに構築する鉄道施設の長寿命化を図り」というこの一文で、建物の断熱、運用時に係るエネルギーを削減するという観点も入るのかどうかという確認です。

【事務局】 そうですね、ちょっとわかりづらいところがありますので、例えば新たに構築する、駅舎を含むとか、そのような言葉を付け足すのでどうでしょうか。

【田中稲子委員】 そうですね。はい、事業者の方に伝わればよろしいかと思います。

【事務局】 よろしいですか。今の関係で（６）でも似たようなことをおっしゃ

して、今の田中先生の御指摘を踏まえますと、駅舎やホーム等への高効率、省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めますと、こういったことを配慮の内容と出しておりますので、この中で読めるかと考えております。

【田中稲子委員】 (6)の方は機器とか設備を付けるというニュアンスが強くてですね、建物の駅舎の性能自身を考えるというニュアンスが読み取りにくい状況なので、どちらで書き込んでも構わないと思うのですが、要は設置する設備の省エネを考えるのではなくて、建物自身の断熱性能を高めて空調にかかるエネルギー消費量、運用時のエネルギー消費量をどれくらい削減するかという発想が、入るかどうかという辺りを(8)で言うのか(6)で言うのかですけれども。(6)の方がもしかしたら書きやすいのかもしれないのですが。建物という設備以外の文言が入ると良いのかなと思います。

【奥会長】 そうですね。入れていただくとしたら(6)の方が良いかもしれませんね。駅舎は出しているけれども、「照明器具等の」と機器にしか言及していないので、駅舎自体の断熱性能であったり、その性能の向上に努めてもらうということをここに1つ入れていただくと良いのではないかと思います。

【田中稲子委員】 はい。

【奥会長】 どうでしょうか事務局。

【事務局】 はい。その方向で調整させていただきます。

【奥会長】 はい。よろしくお願いします。ありがとうございます。

他はいかがですか、他の委員の方は。大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。

【奥会長】 一番上の全般事項のところですが、今回のこのあざみ野新百合ヶ丘間というのは、これ川崎市と横浜市の両市に関係するということで、この3つ目のポツですね両市で十分な情報共有を図るということを書いていたのですが、「両市で」というのは、川崎市と横浜市でということですから、この文章では「両市と」となっていると「両市で」にしていた方が良いかなと思います。日本語として。

【事務局】 ここについては、確かに会長のおっしゃるような議論がございました。今回ですね、横浜と川崎、両方に跨るということで、両市でということで、横浜側のアセスの事務局と川崎側の事務局で情報共有するというのはその方向で現在も進めております。

今回、ここの全般的事項として挙げているのは、事業者に対して出すものでありますので、事業者は当事者として横浜市と川崎市、それぞれの事務局あるいは関係機関と協議をすることになりますので、あえて「両市と」という言葉を使っております。

【奥会長】 はい、わかりました。事業者が横浜市と川崎市と（情報共有を行う）そういう意味だったのですね。

【事務局】 私共事務局としては当然ですが、事業者に対しても事業者ができること、ということでこういう記述にさせていただきました。

【奥会長】 了解いたしました。はい。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

それではありがとうございます。今、特に1つ、田中稲子委員から御指摘いただいた駅舎の断熱性能の向上ですね。そこについては1つ付け加えていただいて、市長意見としてまとめていただくということをお願いしたいと思います。

他は特に修正がなかったかと思いますが、それでよろしいですか事務局。

【事務局】 わかりました。修正案も考えさせていただいて会長に確認していただくという形でよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。それでは、後は私に御一任いただくということでもよろしいですか、確認の方は。

(委員一同うなずく)

【奥会長】 はい。ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。お願いいたします。事務局よろしいでしょうか。

【事務局】 わかりました。

【奥会長】 はい。では、他にないようでしたら本件に関する審議はこれで終了いたします。

これは配慮書手続きの段階ですので、審査会からの答申という形はありませんけれども、事務局としては審査会の意見を十分に踏まえた上で、配慮市長意見の確定をするということをお願いいたします。

(2) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 計画段階配慮書及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 計画段階配慮書

(審議の進め方について、この2案件は関連性が高いため一括審議を事務局から提案し、審査会の了承を得た。)

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。只今の御説明について、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい、中村委員どうぞ。ミュートを解除して、お話しください。

【中村委員】 全般的事項の三つ目のポチの「具体的な土地利用のあり方等について調査審議できるよう」という、その「調査審議する」というのが、誰がするのかになって、最後が「市民に分かるような図書の作成」ですよね。ちょっと「調査審議する」のは、二つの事業の人達(事業者の意)が調査審議するっていうふうに取ればいいのか、私ちょっと読み切れないところがあったので、御説明頂ければと思います。

【事務局】 はい、ありがとうございます。「調査審議」という言葉はですね、一応審査会で行うということを用意して使わせて頂いたというところでございます。

【中村委員】 分かりました。審査会が「調査審議」できるよということですね。

【事務局】 はい。

【中村委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 (文章が)「具体的な土地利用のあり方等について調査審議できるよ」と「市民に分かりやすく優れた図書を作成する」ということで、ちょっと別の話でもあるので、もう少し只今の御指摘も踏まえて分かりやすく修正して頂いた方がいいかなと思いますね。「審査会において十分な調査

審議ができるよう具体的な土地利用のあり方等について示すとともに、市民に分かりやすく統一感がある優れた図書の作成に努めてください」ということですね。二つ別のことがくっついてしまっているの、ちょっと今申し上げたような感じで直して頂いた方がいいかなと思います。

【事務局】 はい、それでは、「事業特性を踏まえながら、調査審議ができるよう」ではいかがですか。

【奥会長】 「審査会において」ですね、これは。

【事務局】 「審査会において、調査審議ができるよう具体的な土地利用のあり方等」を示すとともに、市民に」という形で繋げればよろしいですかね。

【奥会長】 「審査会において十分な調査審議ができるよう」と、「十分な」を付けておいて頂いた方がいいかな。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥会長】 どうですか、他の委員の皆様。中村委員も。

【中村委員】 今、奥会長が示した方がよく分かります、それでお願いします。

【奥会長】 はい。では、そのように修正をお願いします。宮澤委員、お願いします。

【宮澤委員】 前回すみません。出ていない（出席していない）ので、ちょっとですね、遅れたかもしれませんが、これは公園整備事業の(1)に当たるのかなと思うのです。(1)か(5)だと思うのですが、いわゆるその生態系という動植物の保全という見地からの配慮意見なのですが、配慮指針の横浜市のガイドラインによりますと、当然基本的な配慮事項として書いてあるのですが、ここでは(1)の配慮を、一番左の配慮指針には掲げられている配慮事項の中にはあるのですが、今回の市長意見の中には特にないようなので、ここに加えた方がいいのか、それともこの指針に掲げられているというのは、当然、要請されているものだから、特に書かなくても、それは事業者が配慮しなければいけないので、書くまでもないということで、皆さん意見を上げながらあげられなかったのか、ちょっと僕分からないんですけど、私としては、そうだとすると、市長意見のところで特に強調して頂きたいと思っているのは、「現在生息している動植物の営巣、生育地等の分断、改変を避けるために、まとまりや連続性がある緑地を保全すると、できる限り保全する」と、そういう配慮をすべきだということを市長意見で、当たり前かもしれませんが、やはり「連続性があると、まとまっていてそういうゾーニングを求められるんだ」というあたりを強調したいんですが。是非加えて頂きたい。

【奥会長】 はい。

【事務局】 はい、ありがとうございます。今の御指摘のとおりでございまして、最初の(1)のところの1ポツ最初のところです、ね、「草地含んだ緑地計画について検討し方法書以降」のところ、と書かせてもらったのですが、前回の御議論で「草地の生態系」のことであるとかですね、「現在の草地の保存」であるということですね、各委員から御指摘頂きました。ですので、その言葉をですね、まとめまして「草地を含んだ緑地計画について検討し」ということで始めた文章にしているのですが、そして、また御指摘のとおり、この文章につきまして、(1)とですね、そして、(5)にも再掲させて頂きまして、事務局としては事業者側に示していきたいというふうに考えてこの文章にしたのですが、いかがでしょうか。

- 【宮澤委員】 はい、御配慮よく分かるのですが、私が強調したいのは「まとまりがある」ということ、それから「連続性が確保されている」という、緑地保全すればいいのではなくて、そこには「まとまりと連続性というものがなかったら意味がない」と、そこを強調したいと思っているのです。専門ではないですけど、多分そういうことが必要なのだろーと思っておりますので、あえて書くなら、単に緑地を含んだうんぬんというだけではなくて、あくまでも「この緑地は連続が、連続性が確保され、そしてまとまっているのだ」と。そこを強調したいというのが、私の意見でございます。
- 【奥 会 長】 はい、ありがとうございます。この(1)のポツの最初のところに「まとまりのある、連続性のある」という言葉をいれるか、もしくは、後半を「まとまりや連続性のある緑地計画について」とするか、宮澤委員、いかがですか。
- 【宮澤委員】 私、難しいことは分かんないのですが、簡単に言えば、配慮指針のところにある文章をそのまま使ってもいいのかなと思っているくらいで、「動植物の営巣・生育地等の分断・改変を避けるために、まとまりや連続性のある草地…」を云々と、草地の前にそれだけの文章をもってきてもおかしくないのかなと思ったりしました。
- 【奥 会 長】 配慮事項として記述されている文言をこちらに持ってきて、といったところですか。事務局、どうですか。
- 【事 務 局】 はい、今おっしゃられた方向ですね、修正したいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 【木下委員】 はい、よろしくお願いします。
- 【奥 会 長】 はい。他の委員の皆さんもそれでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。今の関連ですか、横田委員。
- 【横田委員】 はい、そうです。
- 【奥 会 長】 お願いします。
- 【横田委員】 今、宮澤委員のおっしゃられたことは大変そのとおりだなというふうに思っております。今回、情報提供（環境情報提供書の意）の中にありました「わきみずの森」に関しても、配慮指針（配慮書の意）の中で、湧水地点としての把握はされていますけれども、主要な公園緑地としての位置付けにはなっていないように思います。この情報提供意見書（環境情報提供書の意）にもあるとおり、やはり、湧水環境と生態系を一体的に分断させないということが、非常に重要なことだと思っております。今、宮澤委員のおっしゃった事項はやっぱりひとつ一文加えるような形で記述し、追加的な記述をして頂く方がいいかなというふうに思っております。特に、墓園事業の方は、分断要因にもなる事業形態になっているので、「分断への影響がないことに配慮する」ということと合わせて、「まとまり、連続性のある、緑地の確保であるとか生態系の保全」ということに配慮して頂くよう、文言を付け加えるのが、よろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 【事 務 局】 はい、分かりました。配慮指針の何か配慮事項をそのまま載せる形で、「まとまりや連続性のある農地・樹林地・源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断・改変を避けてください」的な表現でよろしいでしょうか。
- 【横田委員】 はい。

- 【奥会長】 はい、そう書いて頂いた方がいいですね。
- 【横田委員】 そこまで書いて頂いた方がいいと思います、はい。
- 【奥会長】 では、その様にお願いいたします。
- 【事務局】 はい、分かりました。
- 【奥会長】 はい、他に木下委員が手を挙げていらしたと思いますが、木下委員、お願いします。
- 【木下委員】 今のところの下ですね(1)の下「通過道路となる県道402号について」というところですが、先程、提供者(環境情報提供書の意)の中にあつた、いわゆる古道としての道路の扱いですが、よろしいでしょうか。
- 【事務局】 はい。大丈夫です。聞こえています。
- 【木下委員】 はい、この中、この文書ですね、配慮市長意見の中で、それを読み取るのはちょっと厳しいかな、という感じが致しますね。項目的には、これ草地環境の保全の観点からも、ということで付け替えという話は、まあ言えると思います。古道として402号を考えるとするならば、ちょっと、このところに細工を加える必要があるような感じがいたしますけれども、いかがでしょうか。これは、外周道路への付け替えというのは、交通機能としてはそれで良いのだろーと思います、今の情報提供者の方は、多分「今の道を何らかの形で残すような工夫を考えたらいいんじゃないでしょうか」というのをおっしゃっているような感じがいたしますので、ちょっと一緒に読みこなすっていうのがきついような感じがしますが、いかがでしょうか。
- 【事務局】 はい、ありがとうございます。この古道につきましては、委員の御指摘のところもございます。この古道につきましては、うちですね、教育委員会の資料によりますと古道としては取り上げられておりませんと情報提供書に書いてある通りですけども、提供頂いた方からは古道であるんじゃないかと、判断できるのではないかとという文言で情報提供を頂いてございます。そうですね、今青い線ですね、画面で引いて頂いたところでございますが、まず位置付けとしてはそのようなものかなというところでございます。審査会の中でもですね、事業担当課からはですね、保全ですね、かまくらみちの、まずはそのまま使うということも検討しつつですね、将来的にはこの77ヘクタール、活用の仕方の中で外周道路へのですね、付け替えも検討していくという様なお言葉もございました。
- 事務局としましてはですね、保存であるのか、あるいは付け替えであるのか、といったことはですね、どっちかっていうところでは、今はまだ検討なのかなというふうに考えておりまして、そういう意味で含めて検討してください、という形で盛ったつもりではあるんですけども。また、今は配慮書の段階でございますので、今後方法書以降の段階で、今後の方向性ももう少し具体的になっていくのではないかなというところを考えて、この文言にしたところでございます。
- 【木下委員】 はい、今のような話がちゃんと伝わっているのであれば、特段のことは申し上げません。
- 【事務局】 はい、ありがとうございます。はい、こちらの環境情報提供書としまして、事業者側にはもう送付しておりまして、また今の言葉もですね、きちんと伝えたいと思います。
- 【木下委員】 はい、分かりました。

- 【奥 会 長】 はい、よろしいですか。この書き方ですと、どちらかというと、外周道路の付け替えを進めるような、推奨するような、そういうニュアンスになってしまっているということは否めないかなと思いますが、どうでしょうね。ここまで書くかどうかということですね。配慮市長意見なので、どうでしょうね。付け替えるのか、そのまま保全、維持していくのか、というところで、どちらが妥当なのかも検討はしていって頂くということだろうと思います。どうでしょう、事務局。「草地保全の観点も踏まえつつ、将来のあり方について検討してください」とかですね、ちょっともう少し…。
- 【事 務 局】 そうですね、付け替えをやめましょうか。
- 【事 務 局】 それでは、こんな感じでどうでしょうか。「草地環境の保全や、古道の歴史的背景を踏まえて、将来の外周道路への」。
- 【奥 会 長】 「将来のあり方について検討してください。」
- 【事 務 局】 そうですね、「将来のあり方について検討してください」でいかでしょうか。もう一回言うと、「草地環境の保全や古道の歴史的背景を踏まえて、将来の外周道路のあり方を検討してください」と。
- 【木下委員】 はい、木下ですが、今意見を述べてもよろしいでしょうか。
- 【事 務 局】 教育委員会の方で古道という言葉を使っていないので、それで県道402号という言葉にしました。いいですか。こんな形でどうですかね、「通過道路である県道402号について、草地環境の保全や」。
- 【奥 会 長】 「その歴史的な経緯」。
- 【事 務 局】 「歴史的な経緯を踏まえて、将来のあり方を検討してください」では、いかがでしょうか。
- 【奥 会 長】 そうですね、それでいいかと思いますが、どうですか、木下委員。
- 【木下委員】 はい、それで結構かと思います。ただ、もう一つ加えるとするならば、今は草地環境と歴史的な位置だけでしたが、この付け替えまでの話に持っていくとするならば、これは交通処理といいますか、そういうものまで含みますので、その次のところにですね、草地環境あるいは草地環境と歴史的な意義のあったところに、「等」を踏まえとか、何かもう少し他の視点も入れて考えたらいかがですか、というのが入った方がいいような感じがいたします。
- 【事 務 局】 はい、分かりました。
- 【奥 会 長】 「等」を入れて頂くということですね。
- 【事 務 局】 そうです。「歴史的な背景等で」、はい、分かりました。
- 【奥 会 長】 では、その様に修正して頂ければと思います。他の委員の方もそれでよろしいですか。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。手を挙げてらした方はいらっしゃらないですか。大丈夫でしょうか。
- はい、それでは、よろしければ、本件2案件まとめて審議をして頂きましたけれども、これでこの2案件の審議は終了といたします。
- こちらについても、配慮書手続の段階ですので、審査会からの答申という形は取りません。事務局は審査会で本日出されました意見を十分に踏まえた上で、修正を一部考えて頂くこととなりますが、その上で配慮市長意見の確定をお願いいたします。
- 本日の審議内容については、会議録（案）で御確認を頂くということでお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではですね、次の、次第の最後にあります令和2年度第5回、前回の審査会の会議録の確認をさせて頂ければと思います。最初に申し上げましたように、この確認については非公開といたしますので、事務局に一度お返しいたします。

【事務局】 それでは、ここからは非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴の方はここで御退出をお願いいたします。

(傍聴退出)

2 令和2年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録確認（非公開）

(1) 事務局が会議録案について説明した。

(2) 質疑

資 料 ・ 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜市域） 配慮市長意見（案） 事務局資料
・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 配慮市長意見（案） 事務局資料
・（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 配慮市長意見（案） 事務局資料
・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業に関する環境情報提供書 事務局資料
・ 令和2年度第5回（令和2年7月31日）審査会の会議録【案】